# ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰(選手) 被表彰者 延べ42名

# (ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項 第2項第1号関係)

競 技 名	氏 名		大会名	成績
スキー/ジャンプ	宮崎 彩音		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	混合団体ノーマルヒル 2位
スキー/ジャンプ	西方 優人		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	混合団体ノーマルヒル 2位
スキー/ジャンプ	久保田 真知子	TO.	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	混合団体ノーマルヒル 2位
スキー/ジャンプ	工藤 漱太		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	混合団体ノーマルヒル 2位
スキー/コンバインド	宮崎 彩音	0	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子個人ノーマルヒルHS- 90/5.0km 2位
スキー/スノーボード	平野流佳		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子ハーフパイプ 1位
スキー/スノーボード	平野 海祝		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子ハーフパイプ 2位
スキー/スノーボード	小野 光希		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子ハーフパイプ 1位
スキー/スノーボード	鍛治 茉音		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子ハーフパイプ 2位
スキー/スノーボード	木俣 椋真	The state of the s	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子ビッグエア 1位
スキー/スノーボード	川上 蒼斗	3	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子ビッグエア 2位
スキー/スノーボード	浅沼 妃莉		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子ビッグエア 1位
スピードスケート	蟻戸 一永		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子1500m 1位

	T	1	1	T
スピードスケート	蟻戸 一永		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子マススタート 1位
スピードスケート	蟻戸 一永		第3回 ユースオリンピック冬季競技大会	NOC混合チームスプリント 2 位
スピードスケート	山本 悠乃		第3回 ユースオリンピック冬季競技大会	男子500m 1位
スピードスケート	吉田 雪乃		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子500m 3位
スピードスケート	吉田 雪乃		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	NOC混合チームスプリント 1位
スピードスケート	高橋 侑花		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子1500m 2位
フィギュアスケート	鍵山 優真	9	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	男子シングル 1位
フィギュアスケート	吉田 唄菜		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	NOC混合団体 1位
フィギュアスケート	西山 真瑚		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	NOC混合団体 1位
ショートトラック	宮田 将吾		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	NOC混合リレー 1位
アイスホッケー	福田 奈生	000	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	藤井 柚有		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	堤 京香		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	中條 夢叶		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	篠田 安		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	佐藤 礼那		第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位

アイスホッケー	鈴木 日毬	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	小本 花綾	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	鎌田美南	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	下向 雛	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	伊藤 麻琴	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	野呂 里桜	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	野呂 莉里	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	田邊 真希	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	村上 和心	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	伊藤 小桃	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	梅森 遥愛	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	チーム競技 1位
アイスホッケー	佐藤 礼那	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子3-on-3 2位
アイスホッケー	草間 悠羽	第3回 ユースオリンピック冬季競技 大会	女子3-on-3 3位

# ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰(指導者) 被表彰者 延べ11名

# (ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項 第2項第2号関係)

競 技 名	氏 名		大会名	成績
スキー/コンバインド	久保田 真一郎	₹ <u>88</u>	第3回ユースオリンピック競技大会	女子個人/ノーマルヒルHS- 90/5.0km 宮﨑彩音の指導者
スキー/ジャンプ	久保田 真一郎	₹ <u>88</u>	第3回ユースオリンピック競技大会	混同団体ノーマルヒル 宮崎 彩音/西方優人/久保田真知 子の指導者
スキー/スノーボード	神戸 忠仙		第3回ユースオリンピック競技大会	男子ハーフパイプ 平野流佳/ 平野海祝の指導者
スキー/スノーボード	深澤健悟	Con	第3回ユースオリンピック競技大会	女子ハーフパイプ 小野光希/ 鍛治茉音の指導者
スキー/スノーボード	今井 勇人		第3回ユースオリンピック競技大会	男子/女子ビッグエア 木俣椋 真/川上蒼斗/浅沼妃莉の指 導者
スピードスケート	和田貴志		第3回ユースオリンピック競技大会	男子1500m/男子マススタート /NOC混合チームスプリント 蟻戸一永/山本彩乃の指導者
スピードスケート	植津 悦典		第3回ユースオリンピック競技大会	女子500m/NOC混合チームス プリント 吉田雪乃の指導者
スピードスケート	椿央		第3回ユースオリンピック競技大会	女子1500m 高橋侑花の指導 者
フィギュアスケート	鍵山 正和		第3回ユースオリンピック競技大会	男子シングル 鍵山優真の指 導者
フィギュアスケート	HALLAM ANDREW NEIL	( B)	第3回ユースオリンピック競技大会	NOC混合団体 吉田唄菜・西 山真瑚の指導者
ショートトラック	杉尾 憲一		第3回ユースオリンピック競技大会	NOC混合リレー 宮田将吾の 指導者

# スポーツ功労団体表彰 被表彰団体 延べ8団体

# (スポーツ功労団体表彰要項 第2項第1号関係)

団体名	主な支援選手		
富士通株式会社	中村匠吾(マラソン)、鈴木雄介(50km競歩)、髙橋英輝(20km競歩)、澤野大地(棒i 跳)、佐藤拳太郎(400m)		
株式会社ベネッセホールディングス	吉田愛、吉岡美帆		
旭化成株式会社	大野将平、永瀬貴規		
株式会社北都銀行	永原和可那、松本麻佑		
東日本電信電話株式会社	桃田賢斗		
グロップサンセリテ WORLD-AC	佐藤友祈		
日本体育大学	湯口英理菜、重本沙絵、兎澤朋美、鈴木雄大、三須穂乃香		
株式会社阪急交通社	中西麻耶		

# スポーツ功労者顕彰規程

昭和43年11月14日 文部大臣 裁定 昭和47年7月21日一部改正 昭和50年5月30日一部改正 昭和52年12月7日一部改正 平成2年12月5日一部改正 平成5年9月13日一部改正 平成6年2月28日一部改正 平成6年2月28日一部改正 平成8年12月24日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成24年3月2日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年10月1日一部

### (趣旨)

第1条 この規程は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げるなどにより、また、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献することにより、我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成6年文部省令第2号)第2条に基づき顕彰される者を除く。)をスポーツ功労者として顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

#### (顕彰を受ける者)

- 第2条 文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者をスポーツ功労者として顕彰する。
  - 1 世界的規模のスポーツの競技会等において優れた成果を挙げた次に掲げる者
    - イ 世界的規模のスポーツの競技会(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を 除く。)において優勝した者
    - ロ スポーツの競技会において世界記録を更新した者
    - ハ その他イ及びロに掲げる者と同等の業績があったと認められる者
  - 2 前号に掲げる者以外で、選手として我が国のプロスポーツ史上特に優れた成果を挙げた者
  - 3 第1号に掲げる者又はオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程 第2条に基づき顕彰される者の指導に特に貢献のあったと認められる者
  - 4 次に掲げる者で多年にわたりスポーツの向上発展に貢献した者
    - イ 選手として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
    - ロ 指導者として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
    - ハ イ又はロに掲げる者以外で我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
- 第3条 前条第1号及び第3号に掲げる者の顕彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。)の意見を聴くものとする。

#### (顕彰状の授与等)

- 第4条 顕彰は、文部科学大臣が、顕彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の顕彰状に併せて、記念品を授与することができる。

#### (姓目1)

第5条 この規程に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項はスポーツ庁次長が定める。

#### 附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

# 国際競技大会優秀者等表彰要項

平成9年9月3日 文部大臣裁定 平成10年11月2日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成24年3月2日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年3月12日一部改正

#### 1 (趣旨)

この表彰は、世界的規模のスポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者等(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成6年文部省令第2号)第2条の規定に基づき顕彰される者及びスポーツ功労者顕彰規程(昭和43年11月14日文部大臣裁定)第2条第1号及び第3号の規定に基づき顕彰される者並びにオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成4年8月10日文部大臣裁定)2の規定に基づき表彰される者及びユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項(平成24年3月2日文部科学大臣決定)2の規定に基づき表彰される者を除く。)に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

#### 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (一)世界的規模のスポーツの競技会(単一競技に係るものに限る。)において第2位又は第 3位に入賞した者
- (二) ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会、又はアジアパラ競技大会において優勝し た者
- (三)ジュニア選手を対象とした世界的規模のスポーツの競技会(単一競技に係るものに限る。) において優勝した者
- (四) 前三号に掲げる者の指導に特に貢献があったと認められる者
- (五) その他前四号に掲げる者と同等の業績又は貢献があったと認められる者

## 3 (日本オリンピック委員会等の意見聴取)

上記2に掲げる者の表彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会 (平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をい う。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和40年5月24日に財団法人日本身 体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。)又は当該競技を統括する中央 競技団体の意見を聴くものとする。

#### 4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

### 附則

この要項は、平成26年10月18日から施行し、インチョン2014アジアパラ競技大会から適用する。

## ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項

平成24年3月2日 文部科学大臣決定

## 1 (趣旨)

この表彰は、ユースオリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者等に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

## 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) ユースオリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した者
- (2) 前号に掲げる者の指導に特に貢献があったと認められる者

# 3 (日本オリンピック委員会の意見聴取)

上記2(2)に掲げる者の表彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)の意見を聴くものとする。

#### 4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

## 附則

この要項は、平成24年3月2日から施行し、第1回ユースオリンピック競技大会以降の競技会から適用する。

## スポーツ功労団体表彰要項

平成22年9月29日 文部科学大臣决定 平成24年3月2日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年3月21日一部改正

#### 1 (趣旨)

この表彰は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げた選手のスポーツ活動に対し、多年にわたる支援を行った団体(企業、企業財団、学校、スポーツクラブ等をいう。以下「スポーツ功労団体」という。)に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

#### 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号のすべてに該当する団体を表彰する。

- (1)世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げた選手(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成6年文部省令第2号)第2条第1号、スポーツ功労者顕彰規程(昭和43年11月14日文部大臣裁定)第2条第1号の規定に基づきスポーツ功労者として顕彰を受ける者、又は、デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成27年3月12日文部科学大臣決定)第2条第1号の規定に基づき表彰を受ける者に限る。)のスポーツ活動に対し、継続的な支援(高度な練習施設の設置、当該選手の雇用、当該選手又は選手の所属する運動部への資金提供等をいう。)を原則として5年程度(ただし、当該団体が学校の場合には3年程度)行い、もって国際競技力の向上に寄与していること。
- (2) 前号の支援は、営利を主たる目的としたものではないこと。

### 3 (日本オリンピック委員会等の推薦)

表彰の対象とする団体については、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下「日本オリンピック委員会」という。)又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本障がい者スポーツ協会」という。)に推薦を依頼するものとし、当該推薦に当たっては、日本オリンピック委員会又は日本障がい者スポーツ協会の加盟競技団体が作成した功績調書(別添様式)を徴収するものとする。

## 4 (候補団体の審査)

3により推薦された候補団体の審査は、功績調書に基づき行うものとし、必要に応じて日本オリンピック委員会又は日本障がい者スポーツ協会から意見を聴取するものとする。

#### 5 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

#### 附則

この要項は、平成27年3月28日から施行し、第18回冬季デフリンピック競技大会以降の競技会から適用する。